

# 令和8年度阿蘇世界文化遺産学術検討及び海外発信業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は、委託者である阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年（2009年）に設置した協議会）が目指す「資産名称：阿蘇の文化的景観ーカルデラ火山に展開した農業パノラマ」（以下「阿蘇」という。）の世界文化遺産登録に向けた研究の一つである。

この学術業務は、委員会運営支援及び委員会で指摘された海外資産（世界遺産：フランス・ブルゴーニュのぶどう畑のクリマ）の実地での比較調査を行うことで、阿蘇の喫緊の課題である市街地の法的保護に関する情報や現状を把握すること、UNESCOの諮問機関であるICOMOSの総会（マレーシア・クチン）において、阿蘇の価値についての発表を行い、世界遺産に関係者に対してアピールすることを目的とし、これは最新の提案書（令和6年4月30日提出）で整理した阿蘇のOUV（顕著な普遍的価値）に基づく、今後予定している推薦書作成のための作業である。

## 2 委託業務の概要

### （1）業務の名称

令和8年度阿蘇世界文化遺産学術検討及び海外発信業務委託

### （2）業務の内容

別添「令和8年度阿蘇世界文化遺産学術検討及び海外発信業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

### （3）委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月23日（火）まで

## 3 企画提案内容

別添「基本仕様書」のとおり。

## 4 委託料

12,000,000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

## 5 受託者の要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- （1）民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- （3）次のいずれにも該当しない者であること。

- ①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。
- ③県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制化にないこと。

## 6 委託業者の決定方法

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、審査員による審査を行い、選考基準による評価が最も高かった者に決定する。

## 7 公募型プロポーザル方式への参加登録

参加を希望する者は、令和 8 年（2026 年）6 月 10 日（水）17 時までにプロポーザル参加表明書（様式 1）を提出すること。メール送信後、電話にて確認を行うこと。

（代表メール：asosekai@pref.kumamoto.lg.jp / 電話番号：096-333-2153）

なお、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席がない者については、辞退したものとみなす。

## 8 質問と回答

- (1) 受付期間は、令和 8 年（2026 年）6 月 3 日（水）17 時とし、質問票（様式 5）に記入の上、メールにより行う。送信後、電話にて確認を行うこと。
- (2) 質問のあった事項については、参加表明書を提出した事業者全員に対し、令和 8 年（2026 年）6 月 9 日（火）17 時に回答する予定である。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- |   |     |   |        |        |
|---|-----|---|--------|--------|
| ① プロポーザル参加申込書（様式 2）                                   | 1 部 | } <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>正本 1 部</td></tr><tr><td>副本 4 部</td></tr></table> | 正本 1 部 | 副本 4 部 |
| 正本 1 部  |     |   |        |        |
| 副本 4 部  |     |   |        |        |
| ② 提案説明書（様式 3）   | 5 部 |   |        |        |
| ③ 提案書（様式自由）   | 5 部 |   |        |        |
| ④ 工程表（様式自由）   | 5 部 |   |        |        |
| ⑤ 提案事業に係る参考見積書  | 5 部 |   |        |        |
| ⑥ 誓約書（様式 4）   | 1 部 |   |        |        |
| ⑦ 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料                                 | 1 部 |   |        |        |
| ⑧ 事業者の取組に関する申出書                                       | 1 部 |   |        |        |
| ⑨ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明書（写し可、提出日前 3 か月以内に発行されたもの） | 1 部 |   |        |        |
| a) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書                             |     |   |        |        |
| b) 都道府県税に未納がないことの証明書                                  |     |   |        |        |
| ・熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車                |     |   |        |        |

税事務所のいずれかで発行する、熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書。

- ・熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

⑩ 定款又は寄附行為（協議会等においては規約若しくはそれに類するもの） 1部

⑪ 登記簿（法人格を有しない場合は、団体の目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類） 1部

⑫ 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 1部

※ ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、⑩～⑫までを省略することができる。

## （2）提出期限

令和8年（2026年）6月17日（水）17時必着

※持参又は郵送のこと。

## （3）提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県 企画振興部 地域振興・世界遺産推進局 阿蘇草原再生・世界遺産推進課  
（行政棟本館6階）

## （4）注意事項

提出書類は、A4版とする。

## 10 プレゼンテーションの日程

令和8年（2026年）6月19日（金）午前中（予定）

（場所と時間の詳細は別途連絡。）

### 11 失格要件

次の場合は失格とする。

- （1）期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- （2）本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合

### 12 費用弁償

本プロポーザルに係る費用は、参加者負担とする。

### 13 結果の通知

本プロポーザルの結果は、採用、不採用にかかわらず、後日、書面で通知する。

### 14 日程

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| （1）質問票受付期限   | 令和8年（2026年）6月3日（水）17時  |
| （2）質問票に対する回答 | 令和8年（2026年）6月9日（火）（予定） |
| （3）参加表明書受付期限 | 令和8年（2026年）6月10日（水）17時 |
| （4）提案書等提出期限  | 令和8年（2026年）6月17日（水）17時 |
| （5）プレゼンテーション | 令和8年（2026年）6月19日（金）午前中 |

※詳細については別途通知。

(6) 提案事業者の決定	令和8年(2026年)6月22日(月)(予定)
(7) 本仕様書作成	令和8年(2026年)6月22日(月)(予定)
(8) 業務委託契約	令和8年(2026年)6月26日(金)(予定)
(9) 業務完了期限	令和9年(2027年)3月23日(火)

## 15 その他

- (1) 提案されたプロポーザル提案書は返却しない。
- (2) プロポーザル提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (4) プロポーザル提案の公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (5) プロポーザル参加申込が1者であっても、プレゼンテーションは開催する。
- (6) 契約の相手方が、必要な契約条件に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (7) 企画審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。